

パブリックコメント用

第3期

(令和8年度～令和12年度)

糸島市地域福祉活動計画（案）



令和8年3月策定

社会福祉法人 糸島市社会福祉協議会

あいさつ

急速に進む少子高齢化・核家族化等の影響にともなう家族機能の低下に加え、地域住民同士のつながりやささえあい・助け合いにたいする「地域力」の脆弱化が深刻な問題となっています。

また、ひきこもり等による社会的孤立や生活困窮、介護、感染症、災害など住民の抱える不安や生活課題は益々複雑化・複合化しています。

糸島市社会福祉協議会では、これまで第2期までの地域福祉活動計画を策定し、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進してまいりました。

第2期の活動計画では、「市民の皆様一人ひとりが福祉の受け手であると同時に、福祉サービスの担い手となりうることを踏まえ、それぞれの役割で支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティづくりの推進を計画の柱として捉え、地域での多様な福祉活動への協力や支援を行ってまいりました。

第3期の計画では、これまでの実践や活動を基盤とし、現在の社会や地域の抱える多様な福祉課題等の現状について調査・研究を行い、課題の解決に向けた更なる取り組みを行政・福祉関係機関はもとより企業・団体など制度・分野等にとらわれない柔軟な支援体制の構築を図つてまいります。

結びに、本計画の策定にご尽力をいただきました策定委員会委員の皆さん、関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和 年 月 日

社会福祉法人 糸島市社会福祉協議会
会長 宗 哲夫



目次

第1章 地域福祉活動計画について1

　　1 地域福祉活動計画とは

　　2 地域福祉活動計画の体系図

　　3 地域福祉を推進する主な担い手の紹介

第2章 地域福祉活動の展開6

(ふくしがよかとこ いとしまアクションプラン)

第1章 地域福祉活動計画について

1 地域福祉活動計画とは

◇地域福祉活動計画の目的

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業を経営するものが相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画になります。

◇糸島市地域福祉計画との連携

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画であり、市が地域の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定めた計画です。

糸島市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)が策定する第3期糸島市地域福祉活動計画では、糸島市(以下「市」という。)が策定する第3期糸島市地域福祉計画の基本理念、基本目標及び基本施策を共有し、その実現に向けた具体的な取り組みを「ふくしが よかとこ いとしまアクションプラン」として定めています。

本市の地域福祉の推進に向け、引き続き市と市社協が両輪となって、連携・協働して取り組んでいくこととなります。

◇計画の期間と進行管理

この計画は、第3期糸島市地域福祉計画と同様に令和8年度から令和12年度までの5か年の計画になります。

これから新しく取り組む内容や、現在ある取り組みを充実・強化する内容となっており、年度ごとに活動指標を定め、計画どおりに取り組みを実施できるものになっています。

なお、計画の進捗状況や評価を「糸島市地域福祉活動計画推進委員会」において、幅広い視点から意見をいただき進行の管理を行っていきます。

◇地域福祉活動計画で大切に考えていること

計画策定にあたっては、事前に市が市民2,000人を対象に実施した「地域福祉アンケート」の結果や市社協がNPO・ボランティア・福祉団体等を対象とした「福祉関係団体等ヒアリング」での意見・要望等に加え、各校区の「地域ささえあい会議」や地域で活動されているみなさんの日頃からの声を参考にしています。

地域福祉活動計画の推進には、地域住民、関係団体、企業、行政など、それぞれが主体性を持ちながら、連携・協力して取り組むことが重要であるとの想いから様々な人の意見を取り入れ、共に進める取り組みとなっています。

2 地域福祉活動計画の体系図

基本理念

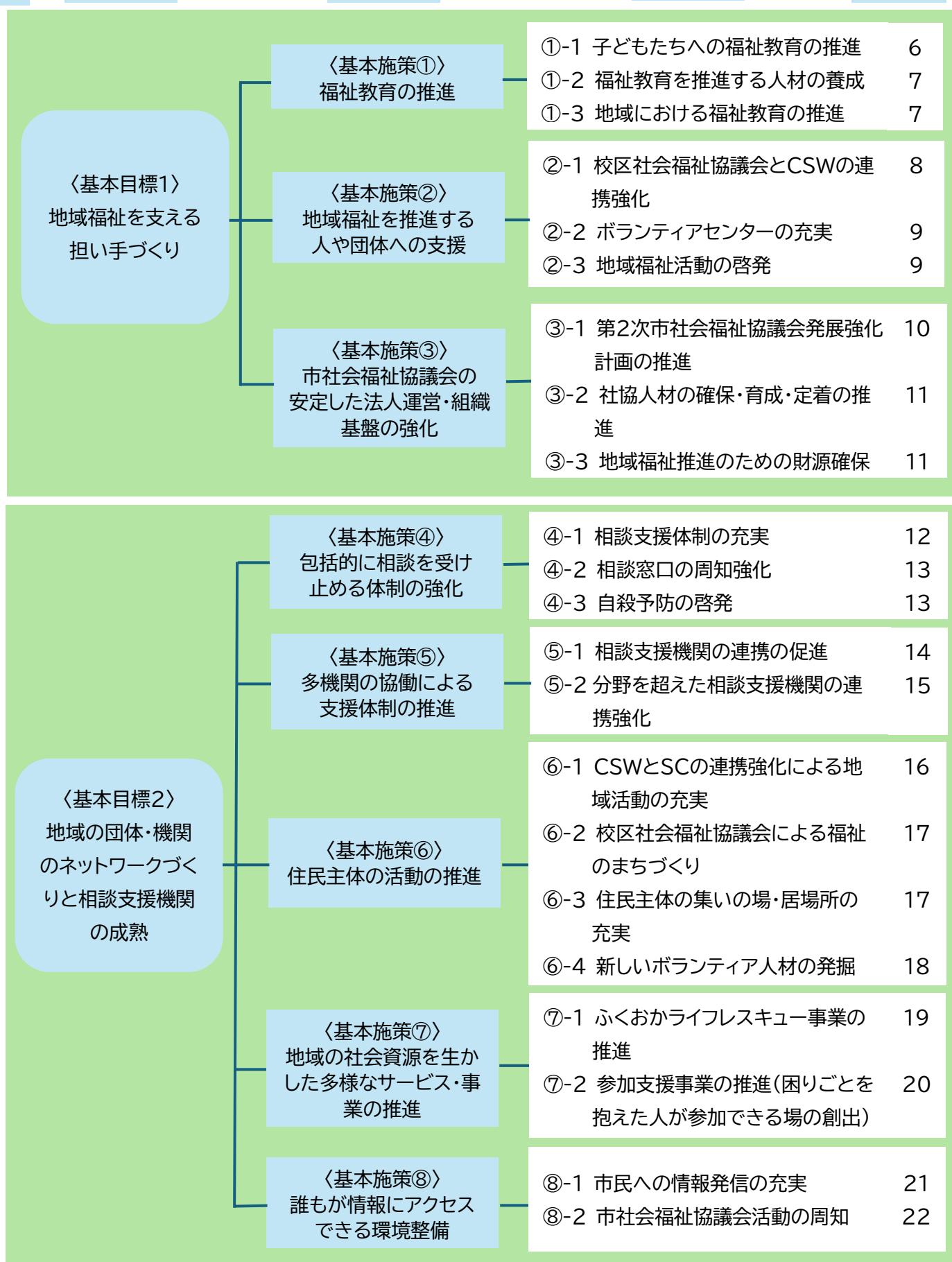
基本目標

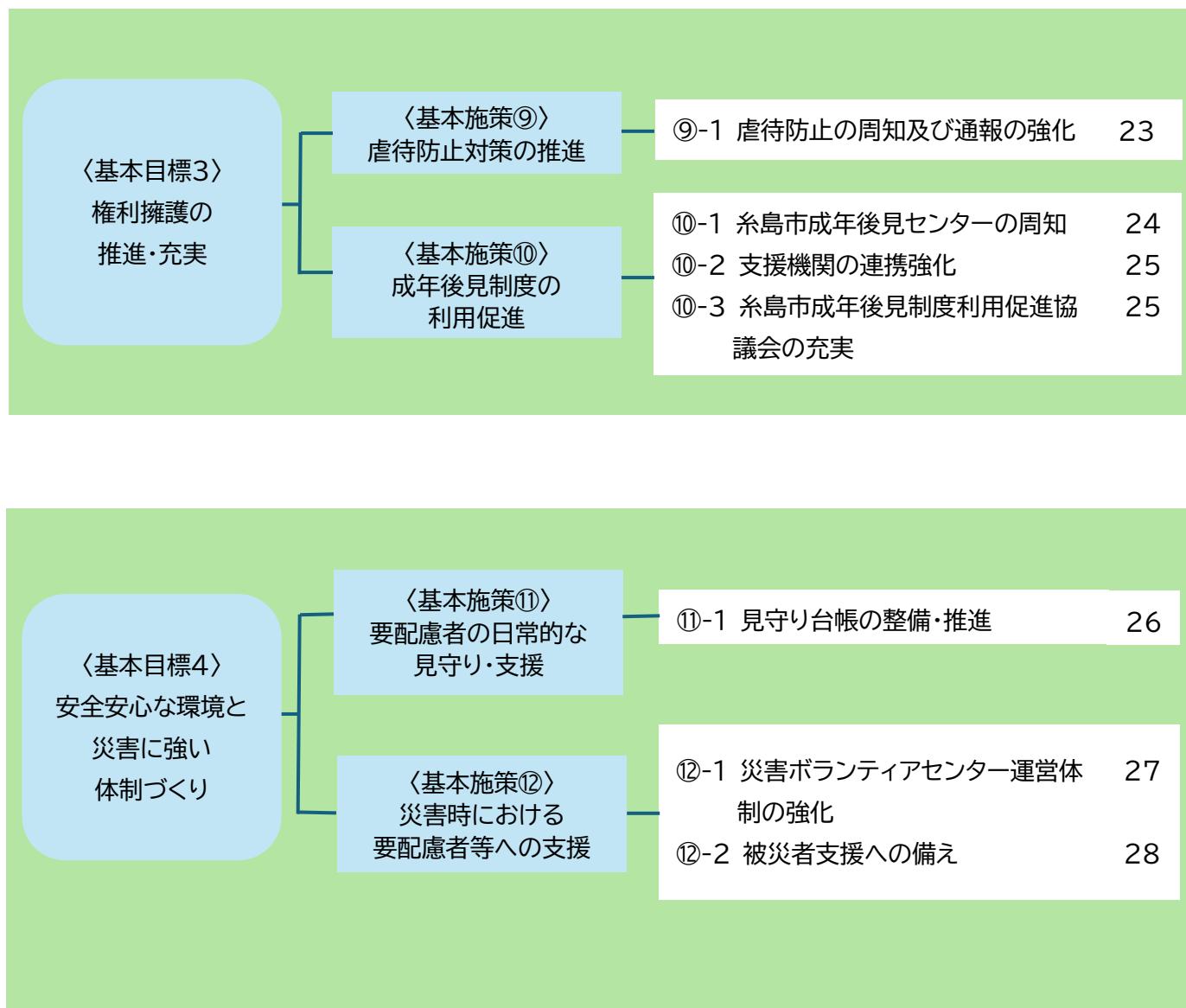
基本施策

主な取組

ページ

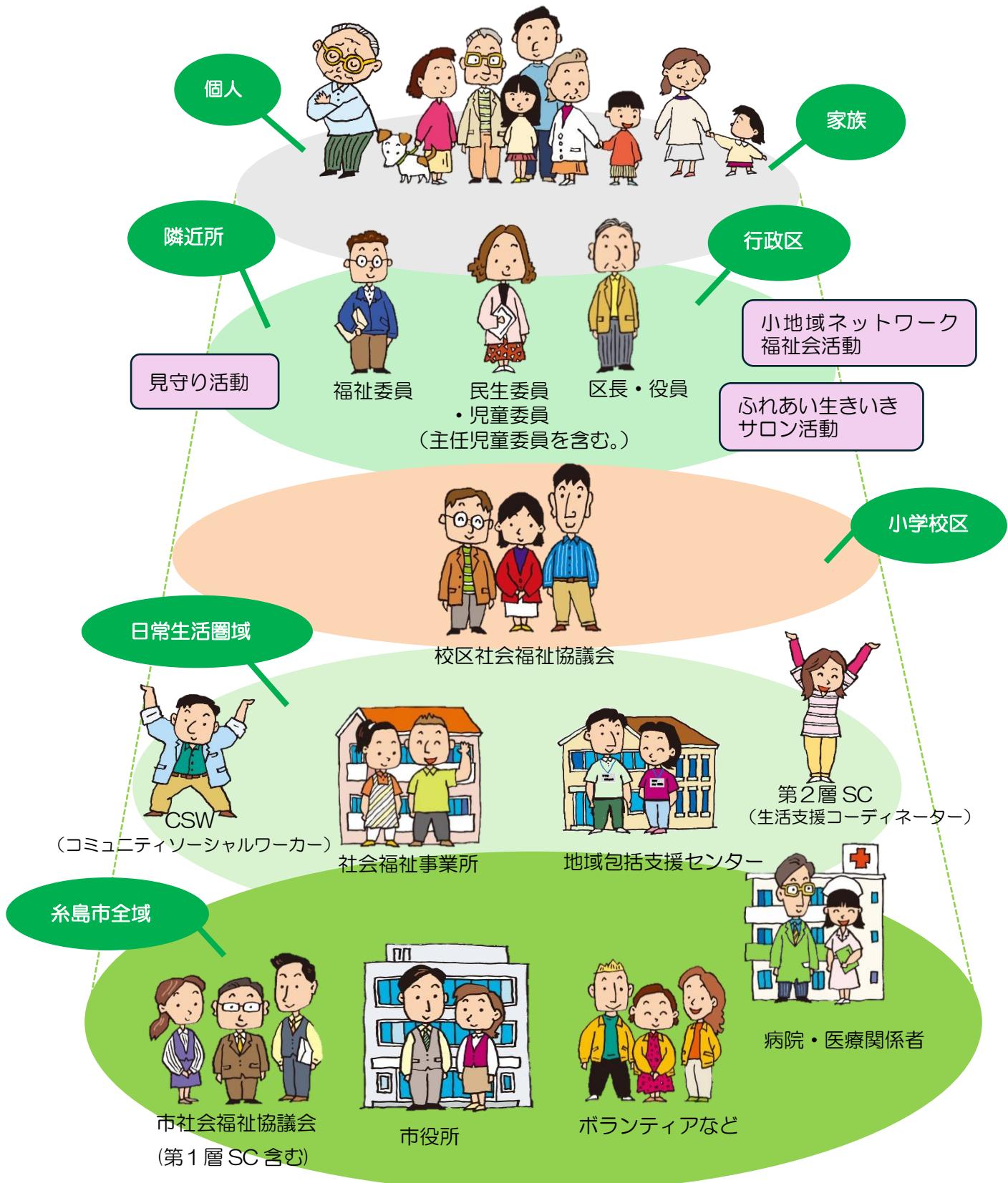
福祉をみんなの力で育てあうまち“いとしま”





3 地域福祉を推進する主な担い手の紹介

糸島市地域福祉計画の基本理念の「福祉をみんなの力で育てあうまち“いとしま”」を推進する中心的な担い手を紹介します。



糸島市社会福祉協議会(通称:市社協)とは

市民や福祉団体・ボランティア団体、社会福祉の関係者、行政機関などの協力を得ながら、ともに考え実行し、地域福祉の推進を目的とした事業を行う公共性の高い社会福祉法人です。地域で暮らす誰もが安心して、自分らしく生きいきと生活できるように、ともに生き支えあう社会の実現を目指しています。

校区社会福祉協議会(通称:校区社協)とは

校区社協は、各校区における地域福祉推進の中核となる団体で、住民自らが各校区の福祉課題やニーズをとらえ、課題解決のための活動を推進していく住民団体です。小学校区（15 校区）ごとに組織化されており、各校区の実情に応じた活動を実施しています。

小地域ネットワーク福祉会とは

行政区を単位として、住民主体の見守り活動や福祉活動に取り組む組織です。行政区関係者が情報を共有するネットワークをつくり、行政区の実情に応じた活動を実施しています。
現在 17 行政区で組織されています。

民生委員・児童委員、主任児童委員とは

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、住民の相談に応じ、必要に応じて専門機関へつなぐなど、地域福祉の推進に努めています。

また、児童委員も兼ねており、子どもたちの見守りをはじめ子育て中や妊産婦の心配ごとの相談支援も行います。

主任児童委員は、児童に関する仕事を専門に担当し、中学校区単位で活動しています。

福祉委員とは

福祉委員は、市社協会長から行政区ごとに委嘱され、民生委員・児童委員とともに、住民の相談に応じて地域福祉の推進に努めています。

校区社会福祉協議会の取り組みやふれあい生きいきサロンにも参加され、地域福祉を積極的に推進しています。

地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんのが、いつまでも健やかに住み慣れた地域で 安心して生活を続けられるよう、介護・健康・福祉・医療・生活 など、高齢者の様々な面から支援を行います。

市内を 5 つ（前原東、前原西、前原、二丈、志摩）の日常生活圏域（概ね中学校校区）に分けて相談を受ける体制を整えています。

コミュニティソーシャルワーカー(通称:CSW)とは

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)は、地域で様々な福祉活動に取り組む人を支援するとともに、住民同士が支え合いながら課題を解決する地域づくりを行う人や団体等を支援しています。

日常生活圏域ごとにCSWを配置し、住民の方と共に地域づくりの向上に取り組んでいます。

生活支援コーディネーター(通称:SC)とは

生活支援コーディネーターは、地域で高齢の人が自分に合った生活支援・介護予防・社会参加の取組を選べるサービスの提供体制の整備に向けて調整を行います。

第 1 層SCは市社協に、第 2 層SCは各圏域の地域包括支援センターに配置されています。

第2章 地域福祉活動の展開(ふくしがよかとこ いとしまアクションプラン)



基本目標1 地域福祉を支える担い手づくり

基本施策① 福祉教育の推進

市民の声

福祉関係団体等ヒアリングでは、小中高校生や若い世代が福祉について関心を持ち、ボランティア活動や地域のコミュニティとの関わりを持つ必要性があるとの意見がありました。
地域福祉アンケートでは、「地域で困りごとを抱えている人に、何か自分にできることがあれば支援をしたいと思う人の割合」は 66.6%でした。

課題

現在、福祉についての学習は、主に小中学校での総合学習等において実施されています。しかし、地域福祉の推進のためには、子どもから高齢者まで地域住民の一人一人が地域の課題に関心をもち、取り組みにつなげていく必要があります。

主な取組

①-1 子どもたちへの福祉教育の推進

取組内容	福祉教育として提供しているプログラムを見直し、数種類のテーマごとに作成します。そして、それらを一覧にまとめ、各小中学校へ配布し周知を行い、活用を図ります。 また、夏休み中の小学生を対象とした「ふくし体験スクール」を継続します。						
対象	児童、生徒、市民		連携協力	市学校教育課 各小中学校 市ボランティア派遣事業事務局			
取組がもたらす効果	○テーマごとにプログラムを改めて整理・作成し、活用の促進につながります。						
活動指標	福祉教育プログラムの作成・周知・活用						
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
	プログラムの作成	学校へのプログラムの周知	周知・活用5回/年	周知・活用6回/年	周知・活用7回/年		
	ふくし体験スクールの実施						
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
	実施	実施	実施	実施	実施		

①－2 福祉教育を推進する人材の養成				
取組内容	小中学校等における福祉教育の体験活動を手助けするサポーターの養成・登録を進め、コーディネートを行います。			
対象	市民、児童、生徒	連携協力	市ボランティア派遣事業事務局 福祉ボランティア団体	
取組がもたらす効果	○市民によるサポーターが小中学校での福祉教育へ参加することで、福祉への理解が地域に広まっていきます。 ○サポーターが参加することで、福祉教育の内容が充実します。			
活動指標	福祉教育ボランティア活動者数			
	令和8年度 10人/年	令和9年度 12人/年	令和10年度 14人/年	令和11年度 16人/年
	令和12年度 18人/年			

①－3 地域における福祉教育の推進				
取組内容	地域で福祉活動を進めていくには、まず福祉への理解を広めていくことが重要です。そのため、福祉の考え方や、地域で福祉活動がもたらす効果について広く伝えることを目的としたセミナーを開催します。			
対象	市民	連携協力	市 NPO・ボランティアセンター こらぼ糸島 市ボランティア派遣事業事務局	
取組がもたらす効果	○セミナーを通して、地域の中で、福祉の考え方と実践力を身に付けることを目的とした「福祉教育」の取り組みへの理解が広がります。 ○福祉教育に関する意識調査を行い、その結果をもとに、福祉への理解を進めるための取り組みを検討・実践し、福祉の関心を高めることにつながります。			
活動指標	セミナーの実施および福祉教育推進のための取り組み検討			
	令和8年度 検討及び準備	令和9年度 セミナー開催	令和10年度 福祉教育に関する調査	令和11年度 セミナー開催
	令和12年度 取組検討・まとめ			



基本目標1 地域福祉を支える担い手づくり

基本施策② 地域福祉を推進する人や団体への支援

市民の声

地域福祉アンケートでは、地域福祉を推進する担い手（団体・人）の認知について、「名称も活動内容も知っている」と回答された担い手は、民生委員・児童委員は 15.9%でしたが、その他の担い手は 10%未満にとどまっています。

※アンケートでの「担い手」の選択肢…校区社会福祉協議会、行政区小地域ネットワーク福祉会、福祉委員、地域ささえあい推進員、コミュニティソーシャルワーカー（C SW）など

福祉関係団体等ヒアリングでは、会員の高齢化やそれに伴う会員の減少、役員の成り手不足や交通手段、物価高騰による活動費の負担の増加等を課題ととらえる団体がありました。

課題

会員の高齢化や減少、活動時の交通手段等は多くの団体において、課題となっており、地域福祉の担い手に係る認知度も低い状況が続いている。

市内には、多くの福祉団体、ボランティア団体が存在しますが、今後は必要に応じて目的や対象が類似する団体間の連携促進を検討する必要があります。

主な取組

②-1 校区社会福祉協議会とC SWの連携強化

取組内容	地域福祉推進の要となる校区社協の事業や会議等に校区担当のC SWが積極的に参加し、校区社協活動への支援を行うとともに連携を強化します。また、C SWによりボランティア団体等と校区社協の活動をつなぎ、校区社協活動の活性化を図ります。			
対象	校区社協	連携協力	校区コミュニティセンター 各相談支援機関	
取組がもたらす効果	<p>○校区社協活動への支援を充実し連携を強化することで、個人を支える地域づくり（互助）が進みます</p> <p>○地域にC SWが積極的・継続的に出向くことは、C SWの活動の認知度の向上につながります。</p>			
活動指標	C SWの校区社協事業・会議等への参加回数			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1校区6回/年	1校区6回/年	1校区6回/年	1校区6回/年
	令和12年度			
	1校区6回/年			



②-2

ボランティアセンターの充実

取組内容	<p>ボランティア活動のニーズに対するスムーズなコーディネートや、市民からの相談しやすさを向上させるため、市NPO・ボランティアセンターこらぼ糸島等との連携を促進し、充実を図ります。また、SNS等を活用した相談受付やホームページ等での活動事例の紹介を実施し、活動内容の周知を図ります。</p> <p>あわせて、団体活動紹介動画の活用や見学会を企画・実施し、幅広い世代が自ら地域活動に関心をもてる環境づくりを行います。</p>							
対象	市民 福祉・ボランティア団体	連携協力	市NPO・ボランティアセンター こらぼ糸島					
取組がもたらす効果	<p>○ボランティア情報の共有化により、ボランティアの紹介や調整等の対応の迅速化につながります。</p> <p>○SNS等を活用することで、これまでボランティア活動に関わりのなかった人にも情報を届けることができ、参加するきっかけにつながります。</p>							
活動指標	ボランティアセンターへの新たな相談者数							
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度			
	検討	12件/年	12件/年	12件/年	12件/年			
	ボランティア体験会・見学会の実施							
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度			
	企画	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年			
	SNS等の媒体を利用した情報の発信回数							
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度			
	検討	24回/年	24回/年	24回/年	24回/年			

②-3

地域福祉活動の啓発

取組内容	<p>ボランティア団体の紹介DVD動画を活用した啓発活動を実施します。</p> <p>民生委員・児童委員及び福祉委員の活動についてもDVD動画を作成・活用し、それぞれの活動内容や役割に対する理解促進を図ります。</p>							
対象	市民	連携協力	民生委員・児童委員 福祉委員					
取組がもたらす効果	<p>○講座等でDVDの映像を見ることで、ボランティア活動に対するイメージが具体化され、活動内容の認知度向上につながります。</p> <p>○活動風景を映像化し紹介することで、市民の民生委員・児童委員や福祉委員の活動内容や役割に対する理解が深まり、成り手確保につながる可能性があります。</p>							
活動指標	地域福祉推進啓発DVD動画の作成・活用							
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度			
	検討・作成	活用2回/年	活用3回/年	活用4回/年	活用5回/年			



基本目標1 地域福祉を支える担い手づくり

基本施策③ 市社会福祉協議会の安定した法人経営・組織基盤の強化

市民の声

地域福祉アンケートでは、相談支援機関のひとつである市社協について、「名前も活動内容も知っている」又は「名称と活動内容の一部は知っている」と答えた人が28.4%、「名称は知っているが、活動内容は知らない」が26.8%、「知らない」が33.3%となっています。

課題

市社協では地域福祉の推進を主たる目的にした40を超える事業を実施していますが、認知度が低い状況が続いています。会費、寄付金、共同募金配分金等の自主財源も年々減少しており、活動内容を含めた認知度の向上が必要です。

また、次世代の地域福祉を担う人材の確保・育成・定着が喫緊の課題となっています。

主な取組

③-1 第2次市社会福祉協議会発展強化計画の推進

取組内容	「安心・協働・共生～あなたの側にずっと寄り添う社協～」を本会の使命とし、安定した法人経営・組織基盤の強化を図る第2次市社会福祉協議会発展強化計画（令和8年度～令和12年度）を積極的に推進し、P D C Aサイクルに沿って進行管理を行います。 また、市関係課との定例会議や、合同研修会を実施し、課題の共有や連携強化を図ります。				
対象	市社協	連携協力	市地域福祉課 市介護・高齢者支援課 市公共施設管理課他関係各課		
取組がもたらす効果	○計画の取組みをP D C Aサイクルに沿って進行管理することにより、職員一人ひとりが目標を意識し、事業に取組み、市社協の法人経営・組織基盤の強化が図られます。 ○市との定例会議や合同研修会により、各事業の目的や実施についての認識が共有され、一体となった地域福祉の推進が図られます。				
活動指標	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	実施・評価	実施・評価	実施・評価	実施・評価	実施・総括 第3次計画策定
	市との連携強化（定例会議、合同研修会の実施）				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	2回/年以上	2回/年以上	2回/年以上	2回/年以上	2回/年以上

③－2 社協人材の確保・育成・定着の推進

取組内容	社協組織における目標を明確にし、各職員の計画的な業務遂行と確実な成果達成のための「目標管理制度」の導入を目指します。 また、専門性を向上させるための資格取得や外部研修を奨励する制度の導入と運用を図ります。						
対象	市社協		連携協力	市社協関係各課			
取組がもたらす効果	○各職員の目標意識を向上させ、組織内での役職・役割に相応した成果が期待できます。併せて、上司による目標設定時、中間時、達成確認時の面談を通じて育成的指導の機会が確立されます。 ○研修体系の構築や資格取得等の奨励により専門的なスキルの習得、向上が図られます。また、育成環境を整えることで、人材の確保、定着につながります。						
活動指標	目標管理制度の導入						
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
	検討・研修	研修・試行	実施	実施	実施		
	研修体系の構築及び資格取得等奨励制度の導入						
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
	他団体の取組調査・実施	制度利用者数 1人/年	制度利用者数 1人/年	制度利用者数 1人/年	制度利用者数 1人/年		

③－3 地域福祉推進のための財源確保

取組内容	地域課題解決の仕組みを広く周知する資金調達（ファンドレイジング※）の手法を積極的に取り入れます。まずは、事務局内にファンドレイジングチームを設置し、活動の方向性（ビジョン）、テーマを提示して、共感・支援をいただける可能性のある方や団体との信頼関係づくりに取り組みます。 また、年々減少している各種募金への協力促進のための活動を強化します。						
対象	市社協		連携協力	市社協関係各課 市民、市内の企業・団体			
取組がもたらす効果	○活動資金を増やすことができます。 ○地域課題を市民の力で変えることができます。 ○市社協ファン（仲間）を増やし、市民との信頼が深まります。						
活動指標	ファンドレイジングチームの設置・ビジョン、周知方法等の検討						
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
	チーム設置・検討	検討	取組実施	取組実施	取組実施		
	赤い羽根共同募金、地域ささえあい費、賛助会費など募金の活動強化						
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度		
	検討・実施	実施	実施	実施	実施		

※ファンドレイジングは、単なる資金調達ではなく、共感をマネジメントしながら組織と財源を成長させる力です。（日本ファンドレイジング協会より抜粋）



基本目標2 地域の団体・機関のネットワークづくりと相談支援機関の成熟

基本施策④ 包括的に相談を受け止める体制の強化

市民の声

地域福祉アンケートでは、悩みやストレスを感じた時（困ったとき）、誰かに相談したいと思うと答えた人が7割を超えていましたが、その相談相手としては、同居の親族や友人と答えた人が圧倒的に多く、相談機関の相談員や民生委員・児童委員とした人はごくわずかです。また、相談支援機関の窓口で相談するときに不安に感じることは、「結局、解決しないのではないか」「たらいまわしにされ相談に時間がかかる」がそれぞれ3割を超えていました。

課題

令和4年度から重層的支援体制整備事業を推進し包括的な相談支援体制により、課題解決に取組んでいますが、複雑化・複合化した支援ニーズへの対応については、まだじゅうぶんではありません。分野を問わず相談者の困りごと（悩みごと）を一旦受け止め、専門の機関と連携した包括的な相談支援体制の確立が必要です。

主な取組

④－1 相談支援体制の充実						
取組内容	福祉まるごと相談※で、地域住民や支援関係者に加え、身近な地域での見守り活動に取り組む校区社協等からの相談を受け、地域住民と共に課題解決に向けて取り組みます。また、地域活動を通して把握された地域課題に関する相談について、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて相談支援機関につなぎます。 なお、福祉の総合相談窓口やくらしの相談支援窓口とも連携した相談支援を実施します。					
対象	市民	連携協力	各相談支援機関 校区社会福祉協議会			
取組がもたらす効果	○個別課題から地域に共通する課題を整理することで、地域課題の解決につながります。 ○CSWが地域住民等からの相談を、必要に応じ相談支援機関につなぐことにより、連携して複雑化・複合化した課題に対して取り組むことができます。					
活動指標	福祉まるごと相談の相談件数					
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
	780件/年	790件/年	800件/年	810件/年		
	令和12年度	820件/年				

※福祉まるごと相談とは、市社協が設置する相談窓口でコミュニティソーシャルワーカー(CSW)が相談を受けています。

④－2 相談窓口の周知強化

取組内容	<p>悩みごとを抱える人が相談しやすい環境づくりのために、広報紙やホームページ、SNS等を活用して、それぞれの対象者に情報が届くように相談窓口の周知を行います。</p> <p>地域包括支援センターや障がい者相談支援センターなどの窓口が、分野を越えて包括的な相談支援体制をとっていることを周知します。</p> <p>また、地域の見守り協力者への周知を校区社協や民生委員・児童委員協議会、福祉委員研修会などを通して行います。</p>				
対象	市民 校区社協 民生委員・児童委員 福祉委員	連携協力	包括的相談支援事業者※		
取組がもたらす効果	<p>○悩みごと・困りごとを抱える人へ気軽に相談ができる環境があることを知らせることで、早期の時点での相談窓口の利用につながります。</p> <p>○地域での見守り活動を行っている人などが相談を受けた際に、迅速かつスムーズに相談支援機関につなぐことができます。</p>				
活動指標	令和8年度 掲載	令和9年度 掲載	令和10年度 掲載	令和11年度 掲載	令和12年度 掲載

※包括的相談支援事業者とは、複雑化・複合化した課題を抱える世帯の相談に応じることが出来るよう、高齢者や障がいのある方、生活困窮世帯などからの様々な相談を受け止め、必要な支援機関と連携して相談支援を実施する窓口です。

④－3 自殺予防の啓発

取組内容	<p>市社協の職員は、ゲートキーパー研修を受講し、相談やサービス提供時等には、ハイリスク者の早期発見・対応に努めます。</p> <p>民生委員・児童委員等に対し、積極的にゲートキーパー研修の周知を行い、日頃からの地域での支援者の意識を高め、自殺予防につながるよう取り組みます。</p>				
対象	地域の支援者		連携協力	糸島保健福祉事務所 基幹相談支援センター	
取組がもたらす効果	<p>○市社協の職員がゲートキーパーとしての役割を担うことができます。</p> <p>○地域の関係者が自殺予防に関する研修を受講することで、地域での見守り体制を図ることができます。</p>				
活動指標	令和8年度 3回/年	令和9年度 3回/年	令和10年度 3回/年	令和11年度 3回/年	令和12年度 3回/年



基本目標2 地域の団体・機関のネットワークづくりと相談支援機関の成熟

基本施策⑤ 多機関の協働による支援体制の推進

市民の声

複雑化・複合化した課題を抱える人や家庭への支援は、短期的に課題を解決することが難しいため、相談終結率が低い状況が続いています。また、地域福祉アンケートの結果では、各相談支援機関の認知度は目標に達成しておらず、支援が必要な人に情報が届いていない状況になっています。

課題

分野を超えた相談支援機関の連携強化のため、支援会議や研修等を通じ、相談員同士の顔が見える関係づくりを行う必要があります。
また、引きこもりの人等、相談支援につながりにくい人を支援につなげるためには、相談支援機関の周知を図るとともに、相談員のスキルアップを図ることが重要です。

主な取組

⑤－1 相談支援機関の連携の促進					
取組内容	複雑化・複合化した課題に多機関で連携して対応できるように、支援会議を行い、課題の整理や役割分担、支援の方向性の検討を行います。多様な機関の参加のもと、支援の方向性を出し合いながら検討する中で、関係機関の連携を促進し、各相談支援機関が主体的に連携に参画する体制を目指します。 また、相談支援ネットワーク研修会に参加して、相談員の顔の見える関係性の構築や相談支援のスキルアップを図ります。				
対象	相談支援に携わる人	連携協力	市関係各課、保健所や医療機関 福祉施設など		
取組がもたらす効果	○支援会議を経て、参加者同士顔の見える関係性が構築され、他機関の役割を理解し、各相談支援機関同士が主体的に連携することができるようになります。 ○支援者の孤立防止や負担軽減につながるとともに、不足している社会資源等の情報を整理することにより、新たな社会資源の開発につながります。 ○研修会の参加によって、支援者の面接技術等の向上を図り、複雑化・複合化した課題を有する人・家庭の課題解決につなげます。				
活動指標	支援会議への参加 令和8年度 12回/年	令和9年度 12回/年	令和10年度 12回/年	令和11年度 12回/年	令和12年度 12回/年
	相談支援ネットワーク研修会への参加 令和8年度 2回/年				令和12年度 2回/年

⑤－2 分野を越えた相談支援機関の連携強化

取組内容	支援会議等への参加を通して、多様な機関との連携づくりを行います。 また、対応が困難な支援ケースについて、多職種・多機関で支援策を検討し、相談者に寄り添った支援を実施します。			
対象	相談支援に携わる人	連携協力	市関係各課 保健所や医療機関 福祉施設など	
取組がもたらす効果	○各相談支援機関等が可能な支援策を出し合うことで、支援のすそ野が広がり、単独の機関だけでは対応が難しい制度のはざまの課題等への対応が可能となります。			
活動指標	支援会議等への参加を通して生まれた連携の数			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	12件/年	12件/年	12件/年	12件/年



基本目標2 地域の団体・機関のネットワークづくり と相談支援機関の成熟

基本施策⑥ 住民主体の活動の推進

市民の声

地域福祉アンケートでは、近所付き合いの程度について、「あいさつする程度で、あまり近所付き合いはない」と答えた人が39.3%で、「全く付き合いがない」と答えた人も4.9%います。また、地域の活動において「役員任せ」になりがちな現状に対して、地域住民が「我が事=自分のこと」として主体的に取り組んでもらえるための有効な手段としては、行政等による地域支援の充実だと思う割合が最も多く、次に見守りや支え合い・助け合い活動の推進や若い世代への働きかけとなっています。

課題

社会構造の急速な変化に伴い住民の生活課題は複雑化・多様化しています。そのような中、住民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていく「地域共生社会」の実現・充実において住民の意識は高まってきているものの、その推進方法については、行政等による地域支援の充実を望む声が多く、今後、住民自らが主体性を持ち、支え合いながら共に生きていくための活動に、積極的に取り組むことのできる体制の整備が求められています。

主な取組

⑥-1 CSWとSCの連携強化による地域活動の充実

取組内容	地域を支援する専門職であるCSWとSCの連携をさらに強化し、地域活動の現状把握を行い、現在ある活動の充実につながるための後方支援を行います。 また、必要に応じ、地域活動の見直しや新たな活動の立ち上げに向けた支援を行います。			
対象	市民	連携協力	校区社協 行政区 地域包括支援センター	
取組がもたらす効果	○それぞれの専門職が持つ視点やネットワークを生かして地域に関わることで、地域活動にこれまで以上の広がりがみられることが期待できます。			
活動指標	CSWとSCが連携して関わった地域活動の件数			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	5件/年	6件/年	7件/年	8件/年
				9件/年



⑥－2 校区社会福祉協議会による福祉のまちづくり

取組内容	校区社会福祉協議会による福祉のまちづくり事業を推進する仕組みを整備します。 特に、校区社会福祉協議会が地域課題や生活福祉課題を共有し、解決に向けた取り組を検討する「地域ささえあい会議」や高齢者等の見守り活動等に、主体性を持って取り組むことができるよう支援します。					
対象	市民	連携協力	校区社会福祉協議会 介護・高齢者支援課 地域包括支援センター			
取組がもたらす効果	○地域住民が地域課題や生活福祉課題について共有を図ることで、解決に向け協働する機運が高まります。 ○校区社会福祉協議会を中心とした福祉のまちづくり事業が、充実し発展します。					
活動指標	地域ささえあい会議で創出された事業数					
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
	3事業	3事業	3事業	3事業		

⑥－3 住民主体の集いの場・居場所の充実

取組内容	地域住民からの住民主体の集いの場・居場所の立ち上げの相談を受け付け、立ち上げに向けた支援を行います。立ち上げにあたっては、支援対象者の持つ課題等に応じ、市の補助金（助成金）の活用や既存ボランティア等を紹介する等、積極的に支援します。					
対象	市民	連携協力	地域包括支援センター 子ども支援団体			
取組がもたらす効果	○様々な集いの場・居場所が住民の身近な場所に存在することで、自分に合った居場所に参加し、孤立を防ぎ地域や社会とのつながりを感じることができます。 ○運営に係る人的資源や財政支援に係る助言を行うことにより、集いの場・居場所が継続することにつながります。					
活動指標	集いの場・居場所の立ち上げ及び継続に関する支援件数					
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
	5件/年	6件/年	7件/年	8件/年		
				9件/年		

⑥-4

新しいボランティア人材の発掘

取組内容	<p>ボランティア活動のニーズに対するスムーズなコーディネートや、市民からの相談しやすさを向上させるため、SNS等を活用した相談受付やホームページ等での活動事例の紹介を実施し、福祉・ボランティア団体が連携した活動等の調整を行います。</p> <p>また、これまで自主的にボランティア活動を行う機会がなかった人に向けてSNS等による情報発信を行うとともに、団体活動紹介動画の活用や見学会を企画・実施し、幅広い世代の方々が自ら地域活動に関心をもてる環境づくりを行います。</p>					
対象	市民 福祉・ボランティア団体	連携協力	市NPO・ボランティアセンターこらぼ 糸島			
取組がもたらす効果	<p>○ボランティアについての相談を、市民から受けやすくなります。</p> <p>○SNS等を活用することで、これまでボランティア活動に関わりのなかった人も情報を届けることができ、参加するきっかけにつながります。</p>					
活動指標	ボランティアセンターへの新たな相談件数（再掲）					
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
	検討	12件/年	12件/年	12件/年		
	ボランティア体験会・見学会の実施（再掲）					
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
	企画	2件/年	2件/年	2件/年		
SNS等の媒体を利用した情報の発信回数（再掲）	SNS等の媒体を利用した情報の発信回数（再掲）					
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
	検討	24件/年	24件/年	24件/年		



基本目標2 地域の団体・機関のネットワークづくり と相談支援機関の成熟

基本施策⑦ 地域の社会資源を生かした多様なサービス・事業の推進

市民の声

福祉関係団体等ヒアリングでは、「関係機関や地域住民が一つにつながり、相談や支援ができたらいい。」「地域における多種多様な課題を解決するためには、あらゆる関係機関が包括的な支援を行うことが必要」などの意見がありました。

課題

現在、既存の福祉制度では対応できない相談者の支援については、糸島市内の社会福祉法人の連携によるふくおかライフレスキュー事業を実施しており、一定の成果が出ています。今後は、既存の制度では対応できない相談者が増えることが予測されるため、地域福祉活動に賛同・協力が得られる団体や企業とのつながりを拡充し、中間的就労等の多様な支援の提供ができる体制を構築する必要があります。

主な取組

⑦-1 ふくおかライフレスキュー事業の推進						
取組内容	糸島市内の社会福祉法人の特性や資源を生かした「ふくおかライフレスキュー事業」を継続します。定期的に糸島地区連絡会を開催し、支援についての協議や法人間の情報共有、相談会等を行います。					
対象	制度の狭間にある相談者	連携協力	各社会福祉法人 市関係各課			
取組がもたらす効果	○既存の制度では対応できない相談者等への支援が可能になります。 ○法人職員が様々な相談に対応することにより、知識と能力の向上を図ることができます。					
活動指標	ふくおかライフレスキュー事業支援件数					
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
	3件/年	3件/年	4件/年	4件/年		
	ふくおかライフレスキュー事業糸島地区連絡会定例会の開催					
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
	6回/年	6回/年	6回/年	6回/年		

⑦-2

参加支援事業の推進（困りごとを抱えた人が参加できる場の創出）

取組内容	市内の社会福祉法人、企業、NPO法人等との連携、協力により参加支援事業（困りごとを抱えた人が参加できる場の創出）を推進します。具体的には、市内の社会福祉法人、企業、NPO法人等へ困りごとを抱えた人への支援について理解を求めるとともに、仕事の体験など困りごとを抱えている人が参加できる場の提供に向けた協力を依頼します。					
対象	困りごとを抱えた人	連携協力	社会福祉法人 企業 NPO法人			
取組がもたらす効果	<ul style="list-style-type: none"> ○参加できる場の増加は、困りごとを抱えた人の社会参加への機会を増やすことが可能になります。 ○参加できる場を提供することにより、相談者との関係性の構築が図られます。 					
活動指標	新たに参加支援事業に協力する事業所件数					
	令和8年度 1件/年	令和9年度 2件/年	令和10年度 2件/年	令和11年度 2件/年		
	令和12年度 2件/年					





基本目標2 地域の団体・機関のネットワークづくり と相談支援機関の成熟

基本施策⑧ 誰もが情報にアクセスできる環境整備

市民の声

地域福祉アンケートでは、糸島市の福祉において知りたい情報は「高齢者福祉サービスに関する情報」が48%で、2番目に「地域福祉に関する情報（民生委員・児童委員、福祉委員、社協活動等）」が19.6%となっています。また、市民に情報を届ける手段として有効だと思うものは、広報紙が65.2%を占めていますが、前回の調査に比べ、ホームページ（40.4%）やSNSサービス（29.0%）という回答が増えています。

課題

現在、市社協の情報発信手段としては、広報紙の発行及びホームページ、アプリを活用していますが、地域福祉アンケートでは、市社協が発行する広報誌や市社協窓口が1割程度で、市社協ホームページに関しては、4%と低い状況です。

主な取組

⑧-1 市民への情報発信の充実						
取組内容	市社協のホームページは、令和7年度にスマートフォンでも見やすいデザイン、職員でも管理しやすい構成へリニューアルしています。これらを積極的に活用し、地域福祉活動の取り組みや福祉サービス、ボランティア活動、各種相談窓口等に関する情報提供を行います。 また、市社協独自の「ふくしがよかとこいとしまアプリ」の登録者獲得のために、市社協が主催するイベントや講演会等の資料に登録情報を掲載し、登録者数の拡大を図ります。 あわせて、市役所やコミュニティセンター等へ「ふくしがよかとこいとしまアプリ」のチラシを配架し、周知活動を行います。					
対象	市民	連携協力	福祉・ボランティア団体			
取組がもたらす効果	○見やすく分かりやすいホームページの活用により福祉に関する情報が、誰でもいつでも得られるようになり、市民にとって利便性が向上します。 ○市社協の地域福祉活動への理解を得ることができます。 ○スマートフォンのアプリ登録者が増加することにより、市社協の情報がより簡単に受け取ることができ、身近に感じていただくことができます。					
活動指標	ふくしがよかとこいとしまアプリの登録者数					
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
	1,200人/年	1,400人/年	1,600人/年	1,800人/年		
	令和12年度					
	2,000人/年					

⑧－2 市社会福祉協議会活動の周知

取組内容	市社協の活動を多くの人に知ってもらうために「糸島市社会福祉協議会ガイドブック」を作成します。市社協の概要や地域福祉活動等を掲載し、市民に理解と共感を深めてもらい、共に福祉を育てあうまちづくりを目指します。CSWが地域の集まりに出向いた際や福祉関係者の会議等で広く活用します。			
対象	市民	連携協力	地域の団体	
取組がもたらす効果	<ul style="list-style-type: none"> ○市社協の活動に理解・共感いただくことで、「福祉をみんなの力で育てあうまちづくり」を目指した様々な取り組みが進めやすくなります。 ○福祉関係者・団体等との連携・協力への理解につながります。 ○地域ささえい費や赤い羽根共同募金への賛同につながります。 			
活動指標	市社協のガイドブックの作成			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	企画・作成	作成・活用	活用	活用



基本目標3 権利擁護の推進・充実

基本施策⑨ 虐待防止対策の推進

市民の声

地域福祉アンケートでは、地域において虐待などの事案が発生する恐れがある場合の初期の対応として、「警察・交番に連絡する」や「近隣の人に相談する」「市役所に連絡する」「自治会・町内会役員に連絡する」など虐待に関する高い意識がある一方で、「特に何もしない」や「わからない」等の声も一定数あります。

課題

虐待に関する相談窓口は、それぞれの相談支援機関で受けており、年々相談数も増加してきています。
しかし、まだ相談につながっていないケースもあると予想されることから、あらゆる機会を活用し、虐待防止や早期発見、対応に関する普及啓発が必要です。

主な取組

⑨－1 虐待防止の周知及び通報の強化						
取組内容	高齢者をはじめ障がいのある人や子ども等への虐待の防止につながるよう、地域住民を対象とした研修等の機会を通して、虐待防止の周知を図ります。 また、虐待発生時の通報について、地域の見守り等を実施されている人へ通報機関等の周知を行い、日頃から地域の中での見守り体制の構築を図ります。					
対象	市民 地域の見守り協力者	連携協力	市介護・高齢者支援課 市地域福祉課 市子育て支援課 市人権・男女共同参画推進課			
取組がもたらす効果	<ul style="list-style-type: none">○広く市民へ虐待防止に関する正しい情報を周知することにより、虐待の早期発見につながります。○虐待に関する相談窓口を周知することにより、スムーズな虐待通報ができるようになります。					
活動指標	虐待防止に関するチラシ等の配布					
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年		



基本目標3 権利擁護の推進・充実

基本施策⑩ 成年後見制度の利用促進

市民の声

民生委員・児童委員を対象に実施した後見ニーズに関するアンケート調査では、成年後見制度の認知度は約8割と高い一方で、「活用したいか」との質問には約8割が「わからない」と回答しており、主な理由は、「成年後見人の役割がわからない」が半数近くを占めています。

課題

成年後見制度の類型や申立て方法、費用などの具体的な内容への理解が不足しており、手続きの複雑さや情報不足が課題です。利用促進のためには、制度の内容をわかりやすく伝える普及・啓発が重要となっています。
また、各相談支援機関の相談員等が成年後見制度に係る理解を深め、適宜相談者へ情報提供等の支援を行うことができるよう、研修等の機会を提供する必要があります。

主な取組

⑩－1 糸島市成年後見センターの周知						
取組内容	成年後見制度の相談窓口として設置する「糸島市成年後見センター」について、市民に広く知ってもらうため、社協広報紙や糸島市広報誌、パンフレット等の各種媒体を通して周知を図ります。あわせて、市民向けの講演会を開催し、成年後見制度への理解を深めてもらう取り組みを行います。					
対象	市民 民生委員・児童委員 各種相談機関	連携協力	地域包括支援センター 障がい者相談支援センター			
取組がもたらす効果	<p>○成年後見制度への理解が深まり、必要な人が制度を適切に利用できる環境が整います。</p> <p>○相談窓口の周知が進むことで、早期の相談や支援につながりやすくなり、高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりにつながります。</p>					
活動指標	市広報誌及び社協広報誌への成年後見センターの周知					
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		
	市民向け講演会の開催					
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		

⑩－2 支援機関の連携強化													
取組内容	権利擁護に係わる支援者のネットワーク構築に向けて、後見人や介護・医療職を対象とした懇談会等を開催します。これにより、後見人の業務や役割について相互に理解を深め、支援者同士の連携強化を図ります。												
対象	後見人等 地域包括支援センター 介護支援専門員 医療関係者 障がい相談支援センター	連携協力	市介護・高齢者支援課 市地域福祉課										
取組がもたらす効果	<p>○後見人等と支援者がそれぞれの立場や役割を理解し合うことで、連携がスムーズに行えます。</p> <p>○顔の見える関係づくりを通じて、支援者同士の信頼関係が深まり、地域全体で後見制度を支える基盤づくりにつながります。</p>												
活動指標	<p>懇談会等連携促進を目的とした事業の実施</p> <table border="1"> <tr> <th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th><th>令和12年度</th></tr> <tr> <td>2回/年</td><td>2回/年</td><td>2回/年</td><td>2回/年</td><td>2回/年</td></tr> </table>			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年
令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度									
2回/年	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年									

⑩－3 糸島市成年後見制度利用促進協議会の充実														
取組内容	成年後見利用促進協議会を定期的に開催し、広報・啓発活動、相談支援、成年後見人等への支援、地域連携ネットワークの機能強化等、制度の効果的な利用に係る協議を行います。													
対象	弁護士、司法書士 社会福祉士 医療機関 民生委員・児童委員 福祉関係機関 金融機関 家庭裁判所		連携協力	市介護・高齢者支援課 市地域福祉課										
取組がもたらす効果	<p>○関係機関間での連携および情報共有を推進することで、成年後見制度に関する支援体制がより強化されます。</p> <p>○地域連携ネットワークの機能強化は、市民が安心して制度を利用できる体制づくりにつながります。</p>													
活動指標	<p>協議会の開催</p> <table border="1"> <tr> <th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th><th>令和12年度</th></tr> <tr> <td>2回/年</td><td>2回/年</td><td>2回/年</td><td>2回/年</td><td>2回/年</td></tr> </table>				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年
令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度										
2回/年	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年										



基本目標4 安全安心な環境と災害に強い体制づくり

基本施策⑪ 要配慮者の日常的な見守り・支援

市民の声

地域福祉アンケートでは、地域で優先的に解決しなければならない課題として、「高齢者世帯の生活支援（声かけや安否確認、買い物支援など）」が一番多くなっています。また、福祉関係団体等ヒアリングでは、近隣同士の助け合いが大切であり、そのためには日頃からの付き合いが大切で、ちょっとした困りごとでも気軽に相談し合える関係性づくりが必要であるとの声がありました。

課題

様々な社会的要因によるライフスタイルの急速な変化は、住民同士の助け合いや支え合いに対する意識を一層希薄化させていることに加え、地震や豪雨などの自然災害の発生により、住民の不安は一層高まっています。災害等に備え、平時からの近隣住民同士の見守りや支援における良好な関係性づくりの体制の構築が必要です。

主な取組

⑪－1 見守り台帳の整備・推進						
取組内容	一人暮らしの高齢者や障がいのある人を対象とした見守り台帳の整備について、行政区長をはじめ地域福祉を推進する関係団体に対し、理解と協力のお願いを継続して行い、平時からの見守り体制の充実を図ります。また、毎年、新規調査を行い、3年に1回全件を対象とした更新調査を行います。 見守り台帳等の取組みについては、ホームページや広報誌等で周知を図り、市民の理解促進に努めるとともに、調査に携わる校区社協が調査しやすい環境整備を行います。					
対象	見守り対象者	連携協力	校区社協 市介護・高齢者支援課 市地域福祉課			
取組がもたらす効果	○「見守り台帳」に記載された情報により、命にかかる緊急時等において迅速・適切な対応が可能となります。 ○多くの協力者が関わることで、市民が見守りに対する平時からの必要性・重要性を認識することができます。					
活動指標	見守り台帳の更新及び新規調査					
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
	全件・新規調査	新規調査	新規調査	全件・新規調査		
	新規調査					



基本目標4 安全安心な環境と災害に強い体制づくり

基本施策⑫ 災害時における要配慮者等への支援

市民の声

地域福祉アンケートでは、身近な地域にある生活課題として、「災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動」を選んだ人が2番目に多く、4割を超えていました。また、優先的に解決しなければならない課題としても2番目に高くなっています。

課題

近年頻発する自然災害に対する住民の不安が一層高まっています。また、災害発生時における自助・共助・公助に対する一定の住民の理解はあるもののその具体的な取組みへの参加については、じゅうぶんとは言えません。緊急時等における住民同士の助け合いやボランティアによる支援活動についての更なる理解と協力が必要になっています。また、災害発生後、市社協は避難所運営や災害ボランティアセンターの設置・運営等、様々な役割を担うことになるため、全ての職員が対応できるよう、備える必要があります。

主な取組

⑫－1 災害ボランティアセンター運営体制の強化						
取組内容	近年、豪雨や台風等による大規模な自然災害が頻発しています。災害発生時に市内外からのボランティアをスムーズに受け入れ、迅速かつ適切な被災者支援が可能となるよう災害ボランティアセンターの設置運営訓練を継続して実施します。また、平常時に関係機関・団体等と連携会議を実施し、災害ボランティアセンターのスムーズな運営に備えます。					
対象	市民	連携協力	糸島青年会議所 糸島ライオンズクラブ 災害関係ボランティア 市危機管理課 市地域福祉課 県社協			
取組がもたらす効果	○災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げ、各地からの災害ボランティアをスムーズに受け入れることができます。また、被災者からのニーズ把握やマッチングを適切に行うことにより、被災者の生活再建に向けた支援の第一歩が可能になります。 ○定期的な関係機関・団体等との顔の見える関係づくりを行うことにより、緊急時に迅速な対応ができます。					
活動指標	災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施					
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		
	関係機関・団体等との連携会議					
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年		

⑫－2

被災者支援への備え

取組内容	被災者は、長期の避難生活や住居の被災などで心身の不調や生活の再建への不安等を抱えることになります。社協職員には、災害ボランティアセンターの閉鎖後、被災者に対し、相談先や支援機関などへの適切なコーディネートや体調管理への配慮等が求められると想定されます。先進事例を参考に社協職員による被災者支援への備えのため、勉強会等を行います。					
対象	市社協職員	連携協力	市危機管理課 市地域福祉課 県社協			
取組がもたらす効果	○全ての職員が役割分担し、被災者に寄り添った適切な支援を行うことができる体制を整備することにより、いち早く日常生活再建への移行を図ることが可能となります。					
活動指標	社協全職員を対象とした勉強会等の実施					
	令和8年度 先進事例調査	令和9年度 勉強会1回/年	令和10年度 勉強会1回/年	令和11年度 勉強会1回/年	令和12年度 勉強会1回/年	

第3期(令和8年度～令和12年度)
糸島市地域福祉活動計画

発行 社会福祉法人 糸島市社会福祉協議会
〒819-1105
糸島市潤一丁目22番1号
TEL 092-324-1660 FAX 092-324-3166
E-mail:itoshaky@view.ocn.ne.jp
HP:<https://www.itoshima-shakyo.or.jp>